

# 令和6年度山形県みどり豊かな森林環境づくり推進事業

## 地域提案事業（県民提案型）

### 応募の手引き

#### 1 応募する皆様へ

この事業は、自らの発意に基づきみどり豊かな森林環境づくりに取組む県民の皆様に対し、やまがた緑環境を財源とし、決められた条件の中ではありますが、活動にかかる経費をほぼ全額支援するものです。

このため、事業主体となる団体運営にかかるもの（会員に対する賃金や事務費等）活動に際して個人が準備すべきと考えられるもの（被服や食糧費等）、5で示す「対象となる事業と事業項目」以外のもの

（施設の整備を目的とみられるもの等）は補助の対象外となっていることを十分にご理解いただいた上で積極的に事業の提案をお願いします。

なお、応募にあたっては、募集要領に従い、この手引きや記載例を参考として各様式を作成し、期限までにご提出願います。

県民みんなで  
支える森づくり



やまがた緑環境税  
やまがた緑環境税マーク

#### 2 募集期間

令和5年12月22日（金）午前8時30分から

令和6年1月26日（金）午後5時まで（必着）

#### 3 事業の目的

県では、本県の豊かな緑を県民共有の財産として健全な状態で未来へ引き継ぐためには、荒廃のおそれのある森林の整備と併せて、県民一人ひとりが森林や自然環境を自らに直接関わる問題として認識いただき、積極的に森づくり活動などに参加いただくことが必要と考えています。このため、本事業では県民のみなさまの森づくり活動などの所要経費に対して助成します。

本目的をご理解いただき、みなさまの自由な発想のもと、地域を熟知しているからこそその活動をぜひご提案ください。

#### 4 対象となる事業及び団体

やまがた緑環境税充当事業の基本的な考え方（平成19年4月2日み自第27号）に合致し、次の全てを満たす事業及び団体であることが条件です。

## 1 事業の要件

- (1) やまがた緑環境税条例及びやまがた緑環境税基金条例の目的（森林の有する公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策）に合致している。
- (2) 他の補助金、交付金、負担金その他の財政的援助を受けている、又は受ける見込みのある事業でないこと。
- (3) 個人又は特定の事業者の利益、若しくは政治又は宗教的宣伝を目的とした事業でないこと。
- (4) 各種法令に違反していないこと。
- (5) 事業の実施場所が県内であること。（土地所有者の同意を得ており、事業実施が可能）
- (6) 主たる活動を専門業者等に委託する事業でないこと。この場合専門業者等には、地域で森づくり活動に取り組む団体等は含みません。
- (7) 主たる活動が施設又は設備の整備とみなされる事業でないこと。  
採択例） 同事業で実施する自然観察会等を行うために必要な施設整備や歩道刈払い等の事前準備であること。
- (8) 主たる活動が物品の購入や設置及び展示、贈呈だけの事業でないこと。
- (9) 令和6年度内に完了する事業であること。
- (10) 3年を超えて実施される事業でないこと。但し、本事業は、全て平成29年度からの新規事業の取扱いになります。3年を超えて同じ内容の事業を実施される場合は、募集要領の第2第1項(11)の以下に記載するイ・ロ・ハの**いずれかに**該当することが必要となります。

イ 中長期的な計画に基づくもの

例) 今後3年間の詳細な事業計画（提出必要）

ロ 年々広がりを見せるもの

例) 毎年新しい参加者が参加する事業、SNS等を用いて広く周知している事業

ハ 実施主体の自助努力が認められるなどの発展性のある活動

例) 会費等により自己資金が確保されている事業

詳しくは応募書類提出先の各総合支庁森林整備課森づくり推進室までお問い合わせください。

- (11) 安全管理について、配慮がなされていること。（実績時には資料を提示。）  
例) 救急箱を準備、緊急連絡体制図を作成、傷害保険に加入 など

## 2 団体の要件

- (1) 募集対象事業の会計及び経理を明確に行い、報告することができること。
- (2) やまがた緑環境税活用事業の普及啓発に協力できること。

例) 第三者への周知、県に対する事業実施前後の情報提供、やまがたの森づくり

発表会での発表や活動紹介のポスター掲示 など

(3) やまがた緑環境税活用事業等に関して実施する調査に、事業終了後一定期間協力できること。

例) 事業実施年度から起算して5年間(令和6年度事業を実施される場合は、令和7年度～令和11年度)は、活動実施状況(事業参加人数等)確認や、やまがた緑環境税の評価・検証のためのアンケート調査に協力頂きます。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配するもの又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのあるものでないこと。

## 5 対象となる事業と事業項目

森林の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮につながる事業項目①～④の活動を支援します。

事業例などは「別表1【事業の例示】」をご覧ください。

- |                |              |
|----------------|--------------|
| ① 豊かな森づくり活動    | ② 自然環境保全活動   |
| ③ 森や自然とのふれあい活動 | ④ 木に親しむ環境づくり |

## 6 対象となる経費

- ・ 事業に必要な経費から対象外経費を除いた経費です。具体的な経費の内容や対象外経費については「別表2【対象となる経費】」をご覧ください。
- ・ 別表2の標準単価を使用しない場合や標準単価の指定が無い場合は、別途調査のうえ適切な単価で計算してください。
- ◆ 活動に必要な鋸、鎌、ヘルメットなどの耐久資材は県等が貸し出すことから、これらの購入経費は原則対象外とします。(特段の購入の必要がある場合は、その理由が分かるよう応募書類中で説明をお願いします。)
- ※ 経費の内容によっては、事業採択の際に修正をお願いする場合があります。

## 7 交付率と上限額

交付率：10/10以内      上限額：1団体あたり50万円

## 8 事業のスケジュール

次のとおりの実施を予定していますが、【内示通知】以降の詳しいスケジュールは令和6年3月末に施行予定の交付要綱等にてお示しします。

【募 集】令和5年12月22日(金)午前8時30分から令和6年1月26日(金)午後5時まで(必着)まで

事業実施場所を所管する各総合支庁森林整備課森づくり推進室に応募書類を提出してください。

**【審査】** 令和6年3月下旬

第1次、第2次審査により採択事業を決定し、応募団体に通知します。

**【内示通知】** 令和6年4月上旬（予定）

各総合支庁森林整備課森づくり推進室から採択団体に、交付金額及び交付申請書の提出期限を通知します。

**【交付申請】** 令和6年4月中旬（予定）

採択団体は、通知のあった各総合支庁森林整備課森づくり推進室に交付申請書を提出してください。

**【交付決定】** 令和6年4月下旬（予定）

各総合支庁森林整備課森づくり推進室から、交付決定を通知します。

**【事業実施】** 交付決定の日から令和6年3月31日まで

令和6年度に実施する事業に係る経費が対象となります。

**【概算払い】** 事業実施期間中

所定の手続きにより、必要に応じて概算払いを受けることができます。

**【状況報告】** 事業実施期間中

概ね1回（9月末の状況翌月10日まで（予定））各総合支庁森林整備課森づくり推進室に活動状況報告書とともに報告してください。

**【実績報告】** 事業実施完了後30日以内又は令和7年4月5日のいずれか早い日まで

事業完了後、各総合支庁森林整備課森づくり推進室に事業実績報告書を提出してください。

**【額の確定】** 実績報告提出後

各総合支庁森林整備課森づくり推進室での確認調査の後、交付金額を確定し通知します。

**【事業費の支払】** 額の確定後

交付金額を支払います。

## 9 事業個別計画作成時の注意

◆ 「事業実施主体構成員」とは

事業実施主体の会則や規約等に基づき、団体の会員（正会員、賛助会員等）と認められる方のことです。本事業実施のために一時的に雇い入れる方は、構成員からは除きます。

◆ 「目標参加者人数」とは

当日の活動に参加される方の予定人数です。ただし、以下の方は除いてください。

- ・活動の指導者や講師、役務費・委託料の対象となる作業者
- ・送迎のみなど直接活動に参加しない方

◆ 「安全管理体制又は安全管理手法」とは

応募書に記載のある項目のうち、該当する項目に☑を記入。

## 10 前年度からの主な変更点について

● 事業の要件について

安全管理について、配慮がなされていること。を追加

● 対象経費について

標準単価について、令和6年度単価に変更。実績を参考に、よく使用されているものを新たに標準単価として追加。（別表2を参考にしてください。）

● 応募書類について

申請書類は、市町村と市町村以外で区別。県民提案型は、別記様式第3号（県民提案型）、別記様式第4号（県民提案型）を使用すること。

(1) 表紙

「新規」か「継続」を選択し、採択回数を記載すること。

(2) 事業個別計画事業総括表、別表

- ・事業の目的及び概要
- ・事業等PR方法
- ・安全管理体制又は完全管理手法
- ・事業継続の理由
- ・他の補助金の活用について記載欄を追加。

審査の項目を具体的に記載し、  
☑選択する欄を追加。

(3) 応募団体概要書の参加人数についてR4年度実績の記載欄を追加。

(4) 事業個別経費内訳の【支出内訳】の(注)

1 積算基礎となる単価が、別表2の標準単価を超える場合や指定がない経費については、見積書など積算の根拠となる資料を添付すること。

2 需用費のうち、消耗品費（用紙、プリンターインク、文房具等）の見積もり合計金額が、1万円以内の場合は、1によらず、見積書など積算の根拠となる資料は省略できるものとする。

## 11 応募方法

募集要領に定める応募書類を、事業実施場所を所管する各総合支庁森林整備課森づくり推進室に提出してください。その際、郵送や持参の場合は2部提出とし、メールの場合は、添付ファイルでの提出とします。

◆ 応募書類 《チェック欄を利用して提出書類の確認をしてください》

	応募書類（募集要領に様式が示されています）		区分	チェック
1	別記様式第3号	令和6年度山形県みどり豊かな森林環境づくり推進事業応募書（県民提案型）	◎	
2	別記様式第4号	事業提案書（県民提案型）1事業総括用、2事業個別計画、3応募団体概要書）	◎	
3	添付資料 ※いずれも写し で可	事業内容を説明する資料（実施位置図、事業実施イメージ図など）	△	
4		積算根拠資料（見積書など）	△	
5		規約・会則等	◎	
6		会員名簿	◎	
7		直近の決算書（新規立ち上げ団体の場合はR5年度見込み）	◎	
8		その他説明に必要な資料（県内又は隣県以外からの講師選出の理由など）	△	
9		3年を超えて本事業を活用している根拠（計画書など内容が分かる資料）	△	

※ 区分：【◎】必ず提出、【△】必要に応じて提出

◆ 応募書類提出先《事業実施場所の総合支庁へ提出ください》

事業 実施場所	提出先	住所・電話・代表メール
		村山地域
最上地域	最上各総合支庁森林整備課 森づくり推進室	〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034 TEL 0233-29-1348 ymogamishinrin@pref.yamagata.jp
置賜地域	置賜各総合支庁森林整備課 森づくり推進室	〒992-0012 米沢市金池7丁目1-50 TEL0238-35-9053 yokitamashinrin@pref.yamagata.jp
庄内地域	庄内各総合支庁森林整備課 森づくり推進室	〒997-1392 三川町大字横山字袖東19-1 0235-66-5523 yshonaishinrin@pref.yamagata.jp

◆ 受付時間

- ❖ 月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分（正午から午後1時を除く）  
それ以外の時間は、受付することができません。
- ❖ なお、最終日の受付は、午後5時までとなりますのでご注意ください。
- ❖ 応募書類を担当者に直接手渡したい場合は、必ず事前にご連絡ください。

◆ 注意事項

- ・ 応募書類は、返却いたしません。予め写しを取るなどの対応をお願いします。
- ・ 応募に当たっては、以下の点にご留意ください。
  - ❖ 応募書類の作成及び提出等に要する経費は、全て応募者の負担となります。
  - ❖ 応募書類の審査に当たり、確認や別途資料の提出を求める場合があります。
  - ❖ 審査の結果、対象経費を減額調整して採択することがあります。
  - ❖ 本事業の実施は、山形県令和6年度当初予算が成立することを前提としており、本事業に係る予算の成立をみなければ、事業提案を募集したに留まり、いかなる効力も発生しません。

別表1【事業の例示】

事業項目	事業の例示	備考 (やまがた緑環境税条例及びやまがた緑環境税基金条例の目的との関係)
①豊かな森づくり活動	<p>管理放棄された森林を様々な樹齢から構成される森林など環境保全機能が高い森林に誘導するための森づくり活動など</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域住民や県民参加による里山の保全活動</li> <li>○植林、枝打ち、下刈りなどの森づくり活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の有する公益的機能の維持増進につながる活動</li> </ul>
②自然環境保全活動	<p>森林及びその周辺の自然環境（森林の公益的機能の発現と密接な関わりのあるもの）の保全を行う活動など</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○河畔林整備や周辺植生回復などの自然豊かな水辺づくり活動</li> <li>○森林と河川、湿地、沼などの水辺環境を含めた一体的な希少野生生物の保全活動</li> </ul>	
③森や自然とのふれあい活動	<p>次代を担う子ども達や一般県民に森林がもたらす様々な恩恵を正しく伝え、森林・自然環境に対する関心を高め、自ら進んで環境保全に取り組む意識の醸成を図る活動など</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校などと連携した森づくり体験活動や森林・自然環境学習</li> <li>○一般県民を対象とした森林・自然環境学習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の有する公益的機能の持続的な発揮につながる活動</li> </ul>
④木に親しむ環境づくり	<p>身近に木に触れることにより、木材や木製品の良さへの理解を図る活動や木工体験に関する取り組みなど</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県産間伐材や林地残材の利活用</li> <li>○木工品のクラフトフェアなどの開催を通じた普及啓発</li> </ul>	

【注意】

・複数の取組みに該当する場合は、主な活動として考えられるもの1つを選んで申請してください。

・事業要件の(7)に反するため、建物や登山道の維持・管理のための補修・改築・刈払い等(作業が目的の場合)は該当しません。



別表2【対象となる経費】

経費名	標準単価（上限額）	対象外経費	その他
報償費	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部講師等への謝礼 10,000円/回</li> <li>学識経験者への謝礼（大学教授等） 20,000円/回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業実施主体構成員（事業実施主体の会員が代表を務める法人も含む）に対する謝金</li> <li>○事業参加者への謝金（記念品等を含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積算基礎欄には「いつ」「何のため」なのかが分かるよう記入してください。</li> <li>・事業要件の（2）に反するため、他事業を活用して、外部講師の報償費を受けることはできません。</li> </ul>
旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1kmあたり 37円 (自家用車の場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業実施主体構成員に対する旅費</li> <li>○事業参加者への旅費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関利用経費やガソリン代相当などを計上してください。</li> <li>・原則として外部講師等への旅費は県内又は隣県までを対象とします。</li> <li>・報償費と同様他事業を活用して外部講師の旅費を受けることはできません。</li> </ul>
需用費	<ul style="list-style-type: none"> <li>やまがた緑環境税普及啓発用木製プレート L 9,350円/枚 M 6,050円/枚 S 3,740円/枚</li> <li>・やまがた緑環境税幟旗（幟、ポール1組） 2,000円/組</li> <li>・カラーコピー（A4） 50円/枚</li> <li>・白黒コピー（A4） 10円/枚</li> <li>・A1ポスター作成（A4データ有） 5,000円/枚</li> <li>・A1ポスター作成（A4データ無し） 20,000円/枚</li> <li>・ガソリン（レギュラー） 173円/ℓ</li> <li>・軽油 154円/ℓ</li> <li>・混合油 760円/ℓ</li> <li>・草刈機替刃（刃厚2.2mm、穴径25.4mm） 1,749円/枚</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高額（単価5万円以上）又は汎用性のある（本事業以外でも使用される可能性が高い）もの</li> <li>※汎用性が低く、地域住民等が主体的に作業を行うもので必要性が認められるもの（材料費等）は例外として認められる場合があります。</li> <li>○個人で準備することが適当と考えられるもの（作業着・雨具・軍手など）</li> <li>○植栽樹種のうち外来種、移入種等植栽地の生育に適さない樹種の苗木代</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資材費 苗木、支柱、肥料、木工材料など</li> <li>・消耗品費 紐、テープ、コピー用紙、プリンターインク、文房具など この他、消耗品費には、安全管理に係る資材費用を含む。 救急箱（傷対応の物品）、経口補水液（参加者数1割を上限。）など</li> <li>・燃料費：刈払い機の燃料代など</li> <li>・印刷代：チラシ印刷代や写真現像代など</li> <li>・積算基礎欄には具体的な中身が分かるよう記入してください。</li> <li>・その他については、お問合せください。</li> </ul>

経費名	標準単価（上限額）	対象外経費	その他
役務費	補助作業を外部作業員へ依頼する経費 ・ 下記以外の作業 17,500円/人日 ・ 刈払い機使用を伴う作業 20,000円/人日 ・ チェーンソー使用を伴う作業 25,200円/人日	○事業実施主体構成員に対する役務費 ○事業参加者への日当	・ 積算基礎欄には「いつ」「何のため」なのかが分かるよう記入してください。 ・ 標準単価により難しい場合は、別途調査のうえ計上してください。 ・ 役務費の標準単価には燃料費、使用料等を含めます。なお、役務費の見積りを徴収する場合も燃料費、使用料等を含めてください。
	指定無し	指定無し	・ 保険料、通信運搬費、手数料などを計上してください。 ・ 積算基礎欄には具体的な中身が分かるよう記入してください。
使用料	・ チェーンソー1,000円/台日 ・ 刈払い機 500円/台日 ・ 軽トラック 2,000円/台日 ※いずれも持出使用損料相当、機械単体分のみ。 ※燃料（チェーンオイル含む）は「需用費（燃料代）」、替刃代は「需用費（消耗品費）」で別途計上可能です。	○土地の借上げ・買取り	・ 機械等賃貸借、会場借上げ料などを計上してください。 ・ 積算基礎欄には具体的な中身が分かるよう記入してください。
委託料	指定無し	○事業実施主体構成員（事業実施主体の会員が代表を務める法人も含む）に対する委託料	・ 積算基礎欄には委託先や委託内容が分かるよう記入してください。

※上記によらず、以下の経費は対象外です。

- ・ 既存事業の財源振替とする事業に要する経費
- ・ 管理者のある施設の維持管理に要する経費
- ・ 飲食代
- ・ 先進地視察や研修受講など団体や個人の自己啓発に係る経費